平成２５年（フ）第５８５号
静岡市駿河区登呂３丁目３番Ｂ―313号、旧住所静岡市駿河区見瀬232番地シャルマン宮前104号
債務者　村瀬　健太
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　悠理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４２５号
鹿児島県鹿児島市東谷山６丁目25番10―301号
債務者　川元　佳子
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸本　圭市
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１３３号
岐阜県多治見市生田町１丁目42番地の４
債務者　小森　卓郎
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾関　栄作
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月26日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第２１０４号
名古屋市東区東大曽根町34番６号　平和マンション402号
債務者　岩澤　伸二
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　有田　弘信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月５日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５４６号
静岡県浜松市中区鴨江３丁目38番18号
債務者　堀内　良郎
1　決定年月日時　平成25年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　淳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第８７２号
愛知県あま市新居屋鶴田169番地
債務者　冨田　滿男
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　雅宜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月12日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第６１１号
千葉県柏市柏３丁目11番27―311号
債務者　入江　智喜
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６１２号
千葉県柏市柏３丁目11番27―311号
債務者　入江　　愛
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６２０号
千葉県松戸市古ケ崎766番地
債務者　大谷　博光
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５１号
兵庫県洲本市下内膳464番地２　県営洲本下内膳１号棟106号
債務者　森高　愛美（旧姓西山）
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２５年（フ）第６０号
兵庫県淡路市岩屋1215番地　グランドハイツ淡路102
債務者　浜野美津子
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２５年（フ）第５８号
山口県岩国市下282番地59
債務者　松尾　英治
1　決定年月日時　平成25年11月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（フ）第５９号
山口県岩国市多田1162番地５
債務者　津川　健一
1　決定年月日時　平成25年11月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（フ）第１４１号
北海道苫小牧市青葉町２丁目10番２―407号
債務者　久守　秀雄
1　決定年月日時　平成25年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第３１号
兵庫県篠山市本明谷248番地
債務者　山鳥真友子（旧姓西﨑）
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２５年（フ）第３２号
兵庫県篠山市今田町本荘１番地112、前住所大阪府羽曳野市高鷲10丁目６番11号
債務者　木村　真紀
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２５年（フ）第１１２号
千葉県富津市数馬276番地14
債務者　竹内　文子
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第１８８２号
愛知県知多郡武豊町字壱町田184番地78
債務者　中村　　篤
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部